

事件名：広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫



被告 国

令和4年7月4日 広島地方裁判所三次支部 御中

証 拠 説 明 書 (2)

第1.甲号証5通

| 号 証 | 事 物 | 作 成 月 | 立 証 趣 旨 |
|-------|-------|-------|---------------------|
| 甲第4号証 | 解析書 | H4,6 | 甲第1号証の日付が偽造である事実 |
| 甲第5号証 | 送致番号簿 | H4,6 | 虚偽公文書の嫌疑の立証 |
| 甲第6号証 | 報告書 | H4,6 | 虚偽公文書の嫌疑の立証 |
| 甲第7号証 | 陳述書 | H4,6 | 赤根智子作成の出鱈目の陳述書である事実 |
| 甲第8号証 | 判決書 | H4,6 | 甲第7号証が出鱈目である事実の立証 |

第2. 簡略説明

- 1.甲第4号証は、私が作成した解析書で、甲第1号証の日付が偽造である事実を立証する。
- 2.甲第5号証は、牛尾昌伸副検事作成の送致番号簿です。虚偽公文書の嫌疑を立証する。
- 3.甲第6号証は、牛尾昌伸副検事作成の報告書です。虚偽公文書の嫌疑を立証する。
- 4.甲第7号証は、赤根智子(現国際刑事裁判所判事)作成の陳述書である事実。
- 5.甲第8号証は、甲第7号証が出鱈目である事実を立証する確定判決書です。
- 7.なお必要に応じ、随時甲号証を追加する予定です。

第2.なお詳細は、準備書面(1)以降の書面に対応させて陳述します。

以上原告 高野邦夫(コウノクニオ)

